平成２４年（フ）第２４４号
岐阜市領下４丁目29番地　サンシティ杉山３－５－Ｅ号室
債務者　野沢　弘至
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５４号
名古屋市東区筒井１丁目６番６号　筒井ハイツ50Ｃ１号
債務者　大鹿　令貴
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
三重県名張市西原町2526番地４
債務者　中野　　進
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６５号
三重県名張市西原町2526番地４
債務者　中野　正子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６６号
三重県名張市西原町2526番地４
債務者　中野惠美子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１７８号
大津市国分１丁目27番31号　ピュアスイート316号室、住民票上の住所大津市大石中４丁目９番12号
債務者　水谷　　守
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４３号
滋賀県草津市橋岡町154番地６
債務者　佐山　リミ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８６号
大津市小野288番地の１―115号、前住所大津市仰木の里４丁目13番５―205号
債務者　中村　行良
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７号
滋賀県甲賀市信楽町長野464番地４
債務者　仁楽こと　小谷　修司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
大津市稲葉台29番４号
債務者　いづみやこと　栗林　秀幸
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２０号
大津市今堅田２丁目36番24―102号、前住所滋賀県栗東市綣４丁目12番16―305号
債務者　上坂　広太
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
大津市南小松381番地
債務者　西村　康彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２３号
滋賀県栗東市綣１丁目14番29号ユウハイツⅡＢ205、前住所滋賀県守山市吉身１丁目11番32―405号
債務者　百瀬　和仁
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３２号
広島市佐伯区五月が丘４丁目38番11号、申立時の住所広島市佐伯区五月が丘２丁目５番22号
債務者　岡田三千恵
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５６号
広島市安佐北区口田５丁目１番９―102号
債務者　渡部　良樹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５８号
広島市安佐北区口田４丁目７番４―203号
債務者　茨木　裕一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３３号
広島市南区宇品御幸４丁目14番18―202号
債務者　水田　　進
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２号
愛媛県松山市上野町甲988番地第１
債務者　坂川　智廣
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　松山地方裁判所民事部